

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第5区分
 【発行日】平成25年9月19日(2013.9.19)

【公表番号】特表2012-501270(P2012-501270A)
 【公表日】平成24年1月19日(2012.1.19)
 【年通号数】公開・登録公報2012-003
 【出願番号】特願2011-525023(P2011-525023)
 【国際特許分類】

B 6 0 C 23/04 (2006.01)

B 6 0 C 19/00 (2006.01)

【F I】

B 6 0 C 23/04 G

B 6 0 C 19/00 F

B 6 0 C 23/04 N

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年8月6日(2013.8.6)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タイヤ取り付け型装置であって、
 長手方向を定めると共に頂面及び底面を備えた基板を有し、前記基板は、実質的に直線関係をなして配列された複数個の導体端子を有し、
 前記基板の前記底面の下に配置された第1の支持要素を有し、
 前記基板の前記頂面の上に配置された第2の支持要素を有し、
 前記複数個の導体端子は、前記第1および第2の支持要素が前記複数個の導体端子に機械的にクランプするように、前記第1の支持要素と前記第2の支持要素との間に位置決めされている、

ことを特徴とするタイヤ取り付け型装置。

【請求項2】

前記基板は、第1の導電性層と第2の導電性層との間に配置された圧電層を有する圧電形デバイスから成る、

請求項1に記載のタイヤ取り付け型装置。

【請求項3】

前記複数個の導体端子は、前記基板の前記長手方向に対して約80°～約100°をなす線に沿って実質的に直線関係をなして配列され、前記基板の前記長手方向は、前記タイヤの回転方向に実質的に垂直である、

請求項1に記載のタイヤ取り付け型装置。

【請求項4】

前記第1の支持要素は、前記第1の支持要素から延びる1対の第1のポスト及び第2のポストから成り、前記第1のポスト及び前記第2のポストは各々、前記基板の前記複数個の導体端子のうちの1つを貫通して延びる、

請求項1に記載のタイヤ取り付け型装置。

【請求項5】

前記第1のポスト及び前記第2のポストは各々、前記第2の支持要素を貫通して延びて

いて、前記第2の支持要素の上方に配置されたプリント回路板に作動的に接続され、前記第1のポスト及び前記第2のポストは各々、前記プリント回路板と前記基板との間の電氣的接続部となると共に前記プリント回路板の機械的支持体となっている、

請求項4に記載のタイヤ取り付け型装置。

【請求項6】

前記タイヤ取り付け型装置は、前記プリント回路板と前記基板上の前記複数個の導体端子のうち少なくとも1つとの間の電氣的接続部となるよう構成された電気コネクタを有する、

請求項4に記載のタイヤ取り付け型装置。

【請求項7】

前記複数個の導体端子は、1対の外側導体端子及び1対の内側導体端子から成り、前記外側導体端子は、前記基板内の第1の圧電形デバイスに作動的に接続され、前記内側導体端子は、前記基板内の第2の圧電形デバイスに作動的に接続されている、

請求項1に記載のタイヤ取り付け型装置。

【請求項8】

前記第1の支持要素から前記1対の外側導体端子及び前記第2の支持要素を貫通して延びる1対の第1及び第2のポストを更に有し、該ポストは、プリント回路板と前記外側導体端子との間の電氣的接続部となると共に前記プリント回路板の機械的支持体となるよう前記プリント回路板に作動的に接続されている、

請求項7に記載のタイヤ取り付け型装置。

【請求項9】

前記第1のポスト及び前記第2のポストは、前記第1の支持要素と前記第2の支持要素と前記複数個の導体端子との間の前記インターフェイスに圧縮荷重を与える、

請求項5に記載のタイヤ取り付け型装置。

【請求項10】

前記第2の支持要素及び前記第1の支持要素は各々、幅を有し、前記第2の支持要素の幅は、前記第1の幅よりも小さい、

請求項1に記載のタイヤ取り付け型装置。

【請求項11】

前記第1の支持要素は、メサにより互いに隔てられた第1の表面と第2の表面を備えたエラストマーパッチ内に設けられ、前記エラストマーパッチの前記第2の表面は、前記基板の前記底面にくっつけられている、

請求項1に記載のタイヤ取り付け型装置。

【請求項12】

前記第1の支持要素は、丸くなった縁部を有する、

請求項11に記載のタイヤ取り付け型装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0034

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0034】

大まかに図5を参照すると、全体として、トレッド部分510及びサイドウォール部分520、522を備えたタイヤ500が示されている。本発明によれば、1Dタイヤ取り付け型装置100は、タイヤ頂点530の中央部分にサイドウォール部分520、522相互間で側方に取り付けられている。図5で理解できるように、1Dタイヤ取り付け型装置100は、タイヤ500の内側ライナに取り付けられ、この内側ライナは、長さ寸法Lがサイドウォール520、522の方向延び、即ち、タイヤ500の回転方向に対して実質的に側方に位置合わせされるよう差し向けられている。換言すれば、1Dタイヤ取り付け型装置のパッチポーズ角は、寸法Lが、タイヤ500の回転方向に略90度で整

列している。理解されるべきこととして、本明細書の説明において、特定方向における「実質的に位置合わせされ」のような表現は、指示した方向における完全な位置合わせ状態から位置合わせのばらつきが、完全な位置合わせから、 \pm 約 5° から \pm 約 15° 、 \pm 約 8° から \pm 約 12° 、 \pm 約 10° 、 \pm 約 5° 、 \pm 約 4° 、 \pm 約 3° 、あるいは \pm 約 1° のような 0° から \pm 約 20° 、または位置合わせの他の変形例で、またはこれらの間の位置合わせの変形例の範囲のバリエーションがあることを意図している。

本開示を使用する際、当業者は、本発明の特定の実施形態が、取付け型装置100の特定方向に限定されないことを理解すべきである。例えば、ある実施形態で、タイヤ取付け型装置100を、タイヤのサイドウォール部分520、522に近接してあるいは直接に取付けてもよい。これらの実施形態では、取付け型装置100の長さ寸法をいずれかの方向に位置合わせしてよい。

例示の形態では、長さ寸法は、タイヤ取り付け型装置100がタイヤ頂点の中央部分に位置し、種々のベルトを隔てる間隔が一定であるベルト付き構成のタイヤの領域の大部分にわたって延びよう選択されるのが良い。当然のことながら、上述したように、タイヤ取り付け型装置100も又、同様に、非空気圧ホイール及びタイヤであるTweel（登録商標）内に取り付け可能である。